

◎ 水循環基本法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の責務）</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（年次報告）</p> <p>第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない。</p> <p>（地下水の適正な保全及び利用）</p> <p>第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（国の責務）</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（年次報告）</p> <p>第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>